

第9期計画 第1号被保険者(65歳以上)介護保険料の設定について

第9期計画介護保険料基準額については、介護保険制度を将来に渡って安定的に持続していくための適正な保険料を設定する必要があります。

要介護認定者数の増加や、報酬改定に伴う介護給付費増加による保険料上昇が見込まれるなか、昨今の物価高における生活費の上昇による被保険者の状況を踏まえ、介護給付費準備基金等を充当することにより、第8期計画の月額基準額(6,260円)と同額とします。

1. 算定条件

(1) 給付費等見込額

第8期計画期間の給付実績を基に、要介護認定者数推計、介護サービス利用者数及び9期計画期間中の介護サービス基盤整備を踏まえ、令和6年度介護報酬改定率(+1.59%)に沿って推計

(R6.1.5時点 暫定)

(単位：千円)

区 分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	計
介 護 給 付 費	17,813,276	18,073,140	18,259,779	54,146,195
地 域 支 援 事 業 費	530,121	545,114	538,494	1,613,729

(2) 第1号被保険者負担割合・・・23% (第8期計画と同率)

2. 基準額算定試算

給付費等見込額に、第1号被保険者の負担割合(23%)を乗じ、介護給付費準備基金の取崩等や保険料予定収納率を見込んだ値を、第1号被保険者数で除して算出

保 險 料 段 階	13段階 (現在は12段階)	国が示す多段階化基準に準じる
保 險 料 率	0.285~2.4 (国の基準率どおり)	第1段階から第5段階の所得区分は国の基準額に準じる
介護給付費準備基金	約5億円取崩 (第8期末基金残高見込 17億円)	
保険料予定収納率	99.50%	
第9期月額基準額	6,260円 (第8期との比較 ±0円)	

※ 参考：介護給付費準備基金を充当しない場合

第9期月額基準額	6,541円 (第8期との比較 +281円)
----------	---------------------------

第8期保険料年額表(令和3年度～令和5年度)

段階	対象者	保険料率	年額(円)
第1段階	・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ・住民税非課税世帯で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.3	22,536
第2段階	住民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	基準額×0.45	33,804
第3段階	住民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額×0.7	52,584
第4段階	住民税課税世帯で、本人(非課税)の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.9	67,608
第5段階	住民税課税世帯で、本人(非課税)の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額	75,120
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	90,144
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満	基準額×1.3	97,656
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満	基準額×1.5	112,680
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満	基準額×1.7	127,704
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上640万円未満	基準額×1.9	142,728
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が640万円以上800万円未満	基準額×2.2	165,264
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上	基準額×2.4	180,288

第9期保険料年額表(令和6年度～令和8年度)

段階	対象者	保険料率	年額(円)
第1段階	・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ・住民税非課税世帯で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.285	21,409
第2段階	住民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	基準額×0.45	33,804
第3段階	住民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額×0.685	51,457
第4段階	住民税課税世帯で、本人(非課税)の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.9	67,608
第5段階	住民税課税世帯で、本人(非課税)の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額	75,120
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	90,144
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満	基準額×1.3	97,656
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満	基準額×1.5	112,680
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満	基準額×1.7	127,704
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上640万円未満	基準額×1.9	142,728
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が640万円以上700万円未満	基準額×2.2	165,264
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満	基準額×2.3	172,776
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上	基準額×2.4	180,288



※網掛け部分は変更箇所